



総基料第36号
令和2年2月13日

電気通信紛争処理委員会
委員長 田村 幸一 殿

総務省総合通信基盤局長 谷脇 康彦

「諮問第11号事案に係る質問に対する回答提出についての依頼」（令和2年2月6日付け電委第4号）について（回答）

標記について、別紙のとおり回答します。

電気通信紛争処理委員会からの総務大臣に対する質問事項への回答

問 1 裁定申請書の別紙 (P2)「第 2 裁定を求める事項」の 1. によると、「株式会社 N T T ドコモ (・・・) に対し、・・・金額を基本とする料金で、・・・提供すべきとの裁定を求める」と記載されているのに対し、令和 2 年 2 月 4 日付け諮問第 1 1 号をもって総務大臣から諮問された裁定案 (以下「裁定案」という。) においては、(P1~2)「裁定が求められている事項 1 について」中、「株式会社 N T T ドコモは、・・・卸電気通信役務の料金を・・・金額を超えない額で設定するものとする。」という裁定文だけでなく、金額の算定方法、課金方法、精算方法等、さらには、適用日、料金設定期限、将来の再協議の可能性 (以下、「金額の算定方法等」という。) まで明記されていますが、

- (1) 金額の算定方法等まで裁定すべきと考えた理由について御説明願います。
- (2) 金額の算定方法等まで裁定で行うこと及びその内容について、手続保障の観点から、日本通信株式会社及び株式会社 N T T ドコモ (以下「当事者」という。) の意見を聴取しているのかお伺いします。

(総務省回答)

① 算定方法、課金方法、精算方法等について

「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」を超えない額とするとだけの裁定ではなく、音声卸役務の料金の具体的な算定方法等を示したのは、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」の解釈に幅があり、算定方法等を示さない場合、かかる内容の裁定を行うに至った判断の趣旨にそぐわない誤った解釈がなされ、当該解釈に基づく料金設定が行われるおそれがあるためです。

例えば、裁定案においては、卸役務制度の趣旨を踏まえ、「(音声通話サービスに係る卸) 役務の提供の際に必要となる営業費 (例: 音声卸役務の販売に係る広告宣伝費) についても (～適正な原価に適正な利潤を加えた金額における) 原価への算入が許容される」としています。しかしながら、こうした費用は、第二種指定電気通信設備制度における接続料においては、(～適正な原価に適正な利潤を加えた金額における) 原価への算入が認められないものです。

この点、「～適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額」での料金設定を行うべき旨の裁定が行われた場合、第二種指定電気通信設備制度における接続料の算定方法が参考にされる蓋然性が極めて高いことを踏まえれば、算定方法等を一定の粒度で示し、誤った解釈を避ける必要性は高いと考えられます。

② 適用日、料金設定期限

裁定が行われた後、裁定結果に基づき音声卸役務の新料金の設定を行うこととなりますが、裁定において新料金の設定日や適用日が定められていない場合、新料金の設定に係る協議の長期化を惹起し、裁定の意義を失わせるおそれがあることから、こうした定めを置くこととしたものです。

③ 将来の再協議の可能性

裁定案 P17 に記載のとおり、株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ」という。）が主張するように、音声通話サービスの接続による提供に関する検討が進められ、将来的に、卸役務と代替手段として接続による音声通話サービスが実現し、有効に機能していると客観的に認められる場合には、卸役務において適正な契約交渉が行われることが期待できることから、そうした場合には、両当事者は、音声卸役務の料金等について再協議を行うことができることとしたものです。

なお、金額の算定方法等が裁定に含まれ得ることは自明であるため、この点について特に意見を徴取することはしていません。

（３）裁定案のうち、電気通信事業法（昭和 56 年法律第 86 号）第 35 条第 8 項の「当事者が取得し、又は負担すべき金額」に該当する部分があると考えなのか、あると考えるのであればどの部分が御回答願います。

（総務省回答）

裁定案のうち、電気通信事業法（昭和 56 年法律第 86 号）第 35 条第 8 項の「当事者が取得し、又は負担すべき金額」に該当する部分があるかどうかについては、他の事例も参考にしつつ判断されるべきものと考えます。

(4) (P2 の 7 行目)「6 月」、(P2 の 14 行目)「3 月」及び (P2 の 17 行目)「1 年を超えない期間」と具体的期限を設定した根拠について御説明願います。

(総務省回答)

① (P2 の 7 行目)「6 月」

ドコモにおける音声卸役務の新料金の設定期限を「6 月」としたのは、第二種指定電気通信設備制度において接続料算定に要する期間が 6 月とされていること(※)を踏まえ、料金算定に要する期間を 6 月としたものです¹。

② (P2 の 14 行目)「3 月」及び (P2 の 17 行目)「1 年を超えない期間」

本裁定による債権債務関係の消滅について、事前通告から消滅までの期間を「3 月」としたのは、新たな契約の締結に向けた再協議に要する期間として 3 ヶ月程度あれば必要十分と考えたためです。

ただし、再協議が難航した場合、日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）においてエンドユーザを接続協定方式によって回線を調達した音声通話サービスに移行させる必要があり、これには、日本通信側の網改造や、中継電話を提供する事業者との交渉、エンドユーザへの連絡等に相当の期間を要すると考えられ、通告から 1 年間は当該消滅までの期間を延長できることとしたものです。

問 2 (P1 の 20 行目)「当該役務の提供の際に必要な営業費」について、もう少し具体的に御説明願います。

(総務省回答)

卸役務は、制度上、接続とは異なり、相対協議による自由な提供条件の設定が認められており、積極的な営業活動が行われることを想定するものであることから、そうした卸役務の提供の際に必要な営業費、例えば、卸役務の販売に係る広告宣伝費等については、適正な原価として算入が認められるとしたものです。

¹ 毎年度、接続会計を 6 月末までに整理することとされており（第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年総務省令第 24 号）第 9 条）、その結果に基づき接続料（精算接続料）を、毎年度 12 月末までに設定することとされている（電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 23 条の 9 の 3 第 2 項）。

問3 (P2の9行目)「将来的に、・・・ならないものとする。この場合において、・・・継続するものとする。」について、

(1) (P2の11行目)「音声通話サービスに係る卸電気通信役務の提供料金及び提供条件についての再協議を請求することができる」とありますが、これは、本段落(「将来的に、・・・」)より前に記載されている裁定の効力を消滅させた上で、当事者間で新たな協議を請求することができるという理解でよいでしょうか。

(総務省回答)

再協議請求により、本裁定による債権債務関係を将来に向かって消滅させることができるわけではなく、別途、その旨の通告を行う必要があります。

(2) (1)の理解のとおりであれば、「再協議」により、裁定に拘束されない新しい卸契約を当事者間で締結可能という理解でよいでしょうか。

(総務省回答)

(1)の措置の有無にかかわらず、両当事者は、合意をもって、裁定結果に拘束されない新しい卸契約の締結を行うことが可能です。

問4 (P13の2行目)契約者数に連動するコストの推移について、「平成22年度以降、音声通話サービスに係るコストのうち、契約数に連動するコストは低下傾向にあると見ることができる。」と記載されていますが、指摘された接続料の推移表を見ると、平成21年度から平成23年度までは横ばい、その後平成26年度にかけては微増、平成27年度からは微減に転じ、平成28年度に至って初めて平成22年度の接続料を下回ったにすぎないように見えます。それにもかかわらず、「最近になって低下傾向に転じた」ではなく、「平成22年度以降、……低下傾向にある」としている理由は何か御回答願います。

(総務省回答)

平成22年度の数値と平成29年度の数値の比較により長期的なトレンドとして「低下傾向にある」と評価しています。

問5 (P16の13行目)「このことから、ドコモは、意図的、非意図的の別にかかわらず、卸役務の協議における交渉上の優位性を背景として、音声卸役務の料金を高止まりさせていると推認できる。」とありますが、当該段落は「本事案について」で始まっていることから、この文章は株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」という。)と日本通信株式会社(以下「日本通信」という。)に係る協議についての記載と思われますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

もしそうであれば、「音声卸役務料金を高止まりさせている」背景を「交渉上の優位性」と判断したのは、申請書、答弁書、意見書のどの部分を参照してのことか御説明願います。

その際、ドコモの主張は、答弁書(P4の6行目、同旨意見書P6の7行目)からすると、「日本通信が定額料金設定の要望とは切り離して既存の卸契約値下げを要望していたことはない」ので高止まりしているように見えるということと思われるが、その点についてどのように整理されたのかもあわせて御説明願います。

(総務省回答)

まず、音声通話サービスに係るネットワークの提供に係る市場が、電波の有限希少性等により、MNO3社による寡占的な市場となっていること、MNO3社が、エンドユーザ向け音声通話サービス市場においてMVNOと競合していることから、構造的に、ドコモを含むMNOは、卸役務の協議における交渉上の優位性を背景として、公正競争上の弊害を引き起こすおそれがあると判断したものです²。

その上で、これまでMVNOからドコモを含むMNOに対して音声卸役務に係る値下げ要望がなされてきたこと³、ドコモが、日本通信からの裁定事項1についての要望に対して回答を示さない判断を行ったことを背景に、音声通話サービスに係る原価が低下する中、ドコモが、FOMAについては約10年間、Xiについては約7年間という長期にわたり音声卸役務の料金を変更していないことから、意図的、非意図的の別にかかわらず、卸役務の協議における交渉上の優位性を背景として、音声卸役務の料金を高止まりさせていると推認したものです。

² 卸役務の協議における交渉上の優位性を背景として、MNOが公正競争上の弊害を引き起こすおそれがあることは、相当以前より指摘されている。例えば、情報通信審議会答申(平成23年12月20日)においても、「MVNOにとって、卸電気通信役務の形態の場合、(中略)MNO側の強い交渉力を背景に不利な料金等での契約の締結を強いられるおそれというデメリットがある」とされている。

³ 例えば、モバイル市場の公正競争促進に関する検討会(第2回)(平成30年1月15日)配付資料、モバイル市場の競争環境に関する研究会(第2回)(平成30年10月18日)配付資料参照。

問 6 (P17 の 20 行目) 中継接続について「経済的及び技術的な障壁により、日本通信のみならず大手 MVNO においても課題が解決されていないことを踏まえれば」とありますが、日本通信及び大手 MVNO が本件課題を解決しようとしたが、未だ解決できていないと事実認定した具体的な根拠について、日本通信及び大手 MVNO にとっての「経済的及び技術的な障壁」とは何かを明確にした上で、御説明願います。

(総務省回答)

裁定案において示したとおり、ドコモは、中継電話に係る課題の解消について、ドコモの交換機において事業者番号を付与する開発を行うことが可能との見解を示しています(令和元年 12 月 20 日付けドコモ意見書 P6 脚注)。

この点、総務省「接続料の算定等に関する研究会」第 28 回会合(令和 2 年 1 月 10 日開催)においても、ドコモから同様の見解が示されましたが、その際の説明では、どのような開発が行われるのか、開発にどの程度の期間がかかるのか、どの程度の費用がかかるのか、MVNO の負担はどのようになるのか等の詳細は明らかにされませんでした。

なお、同会合において、MVNO 側(テレコムサービス協会・MVNO 委員会)からは、音声卸役務の接続による代替性について、「制度的、技術的、経済的負担の問題から、現在、MVNO が指定設備役務として MNO から提供を受けている音声通話サービスについて、接続で代替することには多くの課題がある」とした上で、「技術的な問題については(中略)全ての問題を完全に解消することは困難」、「経済的負担の問題については、(中略)VoLTE サーバ(IMS)を設置・運用する必要があるなど、特に中小規模の MVNO には現実的には困難」との見解が示されています。

こうした状況をもって、「経済的及び技術的な障壁により、日本通信のみならず大手 MVNO においても課題が解決されていない」としています。

なお、質問には、「日本通信及び大手 MVNO が本件課題を解決しようとした(中略)と事実認定した」とありますが、そうした事実認定はしていません。

以上